

第7回総会議事録

<開催日> 令和3年2月5日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第305号～報告第320号

農地法第3条の3届出

9件

農地法第4条届出

1件

農地法第5条届出

6件

日程第3 報告第321号～報告第339号 農地の転用事実等に関する照会 19件

日程第4 報告第340号～報告第344号 農地法第18条第6項等通知 5件

日程第5 議案第206号～議案第209号 農地法第3条許可申請 4件

日程第6 議案第210号～議案第222号 農地法第5条許可申請 13件

日程第7 議案第223号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和2年度第10次計画分) 1件

日程第8 議案第224号 農用地利用配分計画案に対する意見について 1件

<出席委員>

1 番 山口 登志雄

3 番 杉山 孝

4 番 竹内 和雄

5 番 齋藤 洋一

6 番 小川 均

7 番 篠田 一男

9 番 金子 一夫

1 1 番 庄司 英実

1 4 番 清水 宏益

1 6 番 吉田 和義

1 7 番 安藤 一男

1 8 番 地曳 昭裕

以上 1 2 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 2 番 山口 進

8 番 平野 眞一

1 0 番 地曳 功一

1 2 番 江尻 幸子

1 3 番 高橋 勇

1 5 番 林 憲司

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 小泉 博

副主幹 加藤 進哉

主任主事 吉野 慶太

事務員 飯島 直也

〈午後 3 時 0 0 分開会〉

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第7回総会を開催いたします。
本日の出席委員は12名であり、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席2番山口進委員、議席8番平野委員、議席10番地曳功一委員、議席12番江尻委員、議席13番高橋委員、議席15番林委員から欠席の届け出がありました。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席5番齋藤洋一委員と議席14番清水宏益委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第305号から報告第320号、3ページから6ページの農地法第3条の3の届出9件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出6件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第321号から報告第339号、7ページから9ページの農地の転用事実等に関する照会19件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第340号から報告第344号、10ページの農地法第18条第6項等の通知5件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第206号から議案第209号、11ページの農地法第3条の許可申請4案件について、議題に供します。
初めに、議案第206号から議案第208号の3案件について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第206号から議案第208号、農地法第3条許可申請3案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第206号ですが、申請箇所は、3条位置図1の下内橋地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第207号ですが、申請箇所は、3条位置図2の真里谷地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもの

事務局

で、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第208号ですが、申請箇所は、3条位置図3の中烏田地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、農地法第3条第2項第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件については、耕作面積がたりていませんが、議案第223号、木更津市農用地利用集積計画の番号9番及び番号10番の案件で1,857平方メートルを集積する計画であるため、本案件の面積を合計すると50アールを超えるものとなります。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。初めに、議案第206号及び議案第207号について、金子委員をお願いします。

金子委員

議案第206号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、17,960平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・管理機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田ですが、現況は畑で、レタス、インゲン及びとうもろこしを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第207号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は市内に住所を置く法人であります。

農作業に従事する取締役は年間約350日であり、29,685平方メートルの農地を役員3人と臨時雇用者5人で耕作しています。

農業機械は軽トラック・ユンボ・耕うん機を所有しております。

申請地は田及び畑ですが、現況は畑となっており、耐寒性バナナを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第208号について、清水委員をお願いします。

清水委員

議案第208号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。売買にあたり、申請人の耕作面積が50アール以上の要件にたりていませんが、事務局が説明したように、申請人は、木更津市農用地利用集積計画で集積する計画であり、本案件の面積を合計すると50アールを超えるものとなり基準を満たすので適当と思われます。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、所有農地は約4,422平方メートルで、申請地と借地を合わせて約6,000平方メートルを家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと

清水委員

思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いいたします。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第206号及び議案第207号の2案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第206号及び議案第207号、農地法第3条の許可申請2案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第206号及び議案第207号は、許可と決定いたします。

続いて、議案第208号について、採決いたします。

なお、議案第208号、農地法第3条の許可申請は、日程第7 議案第223号、木更津市農用地利用集積計画の決定についてと関連案件であるため、同案件が決定され効力が発生した場合、許可することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第208号は、議案第223号の効力が発生した場合、許可と決定いたします。

続いて、議案第209号について、審議いたします。

なお、議案第209号は、次の日程第6 議案第210号、12ページの農地法第5条許可申請、転用を伴う使用貸借権設定と関連案件であるため、議題に供し併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第209号の農地法第3条許可申請及び議案第210号の農地法第5条許可申請について、関連案件になりますので、合わせてご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の久津間地先の農地になります。

初めに、11ページの議案第209号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

本申請は、議案第210号の農地転用許可により建築をしようとする専用住宅の排水管を接続する農地に埋設するため、排水管敷設部分について、区分地上権を設定して、排水管敷設の権利を確保しようとするものであります。農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。

また、区分地上権とは、一定の土地の地下又は空間につき範囲を定めてその部分のみに設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。

続いて、12ページの議案第210号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請目的は、専用住宅用地として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可

事務局

申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関の借入金及び自己資金で賄う計画であり、住宅ローン事前協議書等により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年10月30日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳昭裕委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

地曳昭裕委員

申請地の調査、申請者及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたのでご説明いたします。

議案第209号及び議案第210号は関連案件ですが、許可基準が異なりますので、順次ご説明いたします。

初めに、議案第209号、農地法第3条許可申請から説明申し上げます。

この案件は、議案第210号の農地法第5条許可申請に付随する案件であり、住宅建築に伴い農地に排水管を埋設して、排水路を確保するものです。

区分地上権については、事務局が説明したとおりですが、配水管を通す農地は耕作をしておらず親族の所有となっていること、また、排水先も既設の用悪水路のため、農業用水及び農業用施設のほか、周辺農地に影響をあたえるものではないと思われますので、適当であると判断いたしました。

続いて、議案第210号、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は譲受人の親族の所有地と、会社の資材置場であり、どちらも耕作もしていないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は排水柵で集めた後、用悪水路へ排水し、汚水等は、新設する合併浄化槽で処理した後、用悪水路へ排水するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、初めに議案第209号、農地法第3条の許可申請について、採

議長

決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第209号、農地法第3条許可申請について、議案第210号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第209号は、議案第210号が許可された場合、許可と決定いたします。

続きまして、議案第210号、農地法第5条許可申請について、採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第210号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第210号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6 議案第211号から議案第222号、12ページから15ページの農地法第5条の許可申請12案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第211号から議案第222号、農地法第5条許可申請の12案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第211号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の下郡地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われます。

次に、議案第212号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の真里谷地先の農地になります。

事務局

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画となっており、預金通帳の残高により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月10日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第213号から議案第222号ですが、関連案件のため一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-4の茅野地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う賃借権設定及び所有権移転の許可申請となっております。

事業全体の面積は180,000平方メートル程の規模ですが、大部分が森林であり、一部に農地が含まれる形となっています。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、全体の事業費として約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年7月頃までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、林地開発行為事前協議書や経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第211号について、山口登志雄委員をお願いします。

山口登志雄委員

議案第211号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

山口登志雄委員	以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第212号から議案第222号について、金子委員をお願いします。
金子委員	議案第212号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、事業所の代表者でもある自身の土地を進入路として利用するため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第213号から議案第222号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、事業地内での切り盛りのみで、工事も千葉県の安全基準に沿って行うため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、事業地内に調整池を作り、集まった水は量を絞って排水されるため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、大部分が森林であり、転用箇所においても隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、大部分が森林であり、転用箇所においても隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
安藤委員	はい、それでは私から質問いたします。 議案第213号から議案第222号の譲受人の貸借対照表上の利益譲与金はどうでしょうか。
事務局	貸借対照表によるところの、利益剰余金という企業が積み立てた利益ですが、こちらは確認したところ約■■■■円という金額があります。そして、事業費としては、約■■■■円設定しています。この貸借対照表の約■■■■円という額は決算期の時の金額であり、その後、売却

事務局

により■■■■円の利益があったとされ現在の自己資金を残高証明で確認したところ2カ月前で約■■■■円、その後、他県での事業に出資したことによって、現在の貯金額が、約■■■

■円となっているのを確認しております。
このことから、事業計画の資金約■■■■円を1カ月ほど保持しており資金繰りには問題ないと思われます。

安藤委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第211号及び議案第212号の2案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第211号及び議案第212号、農地法第5条の許可申請2案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第211号及び議案第212号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第213号から議案第222号について、一括採決いたします。

なお、本案件は、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第213号から議案第222号、農地法第5条の許可申請10案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第213号から議案第222号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

それでは、退席されております■■■■には、自席にお戻り願います。

次に、日程第7 議案第223号、16ページから23ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第10次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第223号、木更津市農用地利用集積、令和2年度第10次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和3年1月22日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画15までとなっております。

利用目的は、計画1、計画2、計画7が露地野菜を、計画3から計画6、計画8から計画15が

事務局	水稻を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1から計画6、計画8、計画10から計画15が賃借権の設定、計画7及び計画9が使用貸借権の設定となっております。 利用権設定期間は、計画1から計画3が3年、計画4から計画6、計画11、計画12、計画15が10年、計画7、計画8、計画13、計画14が5年、計画9及び計画10が6年となっております。 計画合計数は、40筆28,987平方メートルとなっております。 以上で、事務局からの説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から計画3番について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	私からは、計画番号1番から計画番号3番について、ご説明いたします。 初めに、計画番号1番及び計画番号2番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号3番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の継続を図るに当り、当該農地を更新して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画4番から計画6番について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	私からは、計画番号4番から計画番号6番について、ご説明いたします。 初めに、計画番号4番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号5番及び計画番号6番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されている

齋藤委員	とおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画7番について、小川委員お願いします。
小川委員	私からは、計画番号7番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画8番について、篠田委員お願いします。
篠田委員	私からは、計画番号8番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画9番及び計画10番について、清水委員お願いします。
清水委員	私からは、計画番号9番及び計画番号10番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。また、議案第208号で述べたとおり、買受のための耕作地の面積が50アール以上の要件については、本案件の面積を加えると50アールを超えるものとなります。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画11番から計画15番については、私から説明いたします。
安藤委員	計画番号11番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

安藤委員

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号12番から計画番号15番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いいたします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第10次計画分には、■■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第223号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第10次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第223号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第8 議案第224号、24ページから26ページの農用地利用配分計画案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第224号、農用地利用配分計画案に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和3年1月22日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について説明いたします。

今回の計画は、計画1のみとなっております。利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。設定する権利の種類は、賃借権の設定です。権利の存続期間は令和10年11月30日までとなっております。計画数は、合計7筆4,073平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

安藤委員

本件は、農業経営の拡張のため借り受けるものです。

権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっており、効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。

以上のことから、本件は、問題ないものと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第224号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第224号は、意見無いものと決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第7回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時45分であります。

以上をもって議事の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年2月5日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

齋 藤 洋 一

清 水 宏 益